

滑川市における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和7年7月）

滑川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「滑川市における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条に基づき、滑川市における女性の活躍状況を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

採用試験の年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事務職	40.0%	50.0%	50.0%	72.7%	66.7%
技術職	100.0%	0.0%	66.7%	88.9%	25.0%
保育士	100.0%	—	100.0%	100.0%	—
技能労務職	—	—	—	—	—

（2）職員に占める女性職員の割合（4月1日現在）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事務職	34.5%	34.7%	33.8%	36.5%	40.1%
技術職	47.2%	50.0%	47.1%	47.2%	57.1%
保育士	94.4%	94.7%	94.4%	95.0%	95.2%
技能労務職	66.7%	66.7%	75.0%	71.4%	71.4%
会計年度任用職員※	70.1%	71.2%	69.8%	68.4%	66.2%

※H31年度までは嘱託職員

（3）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合（4月1日現在）

	目標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	数値	年度					
管理職割合	40.0%	R7年度	22.7%	21.4%	24.2%	23.1%	22.9%
部局長・次長相当職	—	—	25.0%	20.0%	33.3%	27.3%	33.3%
課長相当職	—	—	21.9%	21.9%	22.2%	21.4%	20.7%
課長補佐相当職	—	—	50.0%	40.0%	44.4%	27.3%	52.6%
係長相当職	—	—	43.6%	41.9%	38.5%	45.5%	50.0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和6年度）

	離職率	離職者の年代別割合（歳）							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性職員	1.8%	0.0%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%

(2) 男性職員の育児休業取得率

	目標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	数値	年度					
男性職員	30.0%	R7年度	0.0%	50.0%	28.6%	83.3%	71.4%

(3) 男女別の育児休業取得率

	目標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	数値	年度					
男性職員（事務職）	30.0%	R7年度	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	80.0%
男性職員（技術職）			—	—	100.0%	0.0%	0.0%
男性職員（保育士）			—	—	—	—	100.0%
男性職員（技能労務職）			—	—	—	—	—
女性職員（事務職）	100.0%	R7年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
女性職員（技術職）			100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%
女性職員（保育士）			—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
女性職員（技能労務職）			—	100.0%	—	—	—

(4) 男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率

項目	目標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	数値	年度					
配偶者出産休暇取得率	—	—	75.0%	0.0%	14.3%	66.7%	42.9%
育児参加のための休暇取得率	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
合計取得率	100.0%	R7年度	75.0%	0.0%	14.3%	66.7%	42.9%
5日以上取得率	20.0%	R7年度	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%

(5) 超過勤務の状況（令和6年度）

	一人当たり一月当たりの 平均超過勤務時間
管理職以外	13.7時間

(6) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

※議会事務局、教育委員会、公営企業、技能労務職、会計年度任用職員を除く

平均取得日数 10.0日（※20日以上付与された者に限る）

(7) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

・職員が仕事と家庭との両立ができる職場環境を整備し、ライフステージに応じた柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスを実現するため、時間外勤務免除の請求対象を「小学校就学前の子」を養育する職員へ拡大、子の看護等休暇の取得要件を拡充（感染症に伴う学級閉鎖による子の世話及び子の行事参加を追加）した（R7.4）。